

現地での目視による調査を要しない建築物等

イ	平成 18 年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等(口からホまでに掲げるものを除く。)
口	平成 18 年9月1日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備(配管を含む。以下同じ。)であって、平成 19 年 10 月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
ハ	平成 18 年9月1日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成 21 年4月1日以後にその接合部分にガスケット又はグラントパッキンを設置したもの
ニ	平成 18 年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成 23 年3月1日以後にその接合部分にグラントパッキンを設置したもの
ホ	平成 18 年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成 24 年3月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの